

四日市市告示第 428 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第13条第2項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成30年 7月 27日

四日市市長 森 智広

- 1 移動した自転車等の台数
別表のとおり
- 2 移動した年月日
別表のとおり
- 3 放置されていた区域
別表のとおり
- 4 保管場所
第1保管場所 四日市市安島一丁目地内
第2保管場所 四日市市小生町地内
- 5 保管期間
移動日から起算して90日
- 6 連絡先
四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係
電話 354-8154

(都市整備部 道路管理課)

別表（保管の告示）

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
平成30年5月1日	城山町 地内	1 台
平成30年5月1日	楠町 地内	1 台
平成30年5月7日	西浦一丁目 地内	1 台
平成30年5月8日	小林町 地内	1 台
平成30年5月14日	久保田二丁目 地内	1 台
平成30年5月14日	大矢知町 地内	1 台
平成30年5月21日	六呂見町 地内	1 台
平成30年5月21日	松本一丁目 地内	1 台
平成30年5月22日	川北二丁目 地内	1 台
平成30年5月22日	大字羽津戊 地内	1 台
平成30年5月22日	昌栄町 地内	1 台
平成30年5月29日	ときわ一丁目 地内	1 台
平成30年5月31日	九の城町 地内	1 台
	合 計	13 台